



熊本県公報

号外 第78号
令和5年(2023年)
3月31日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程
..... (議会事務局総務課) 1

登 載 依 頼

熊本県議会告示第1号

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。
令和5年3月31日

熊本県議会議長 溝 口 幸 治

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年熊本県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第

- 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特
例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び
保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成
25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
（要配慮個人情報）
- 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容と
する記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。
- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の
機能の障害があること。
ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう
精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定す
る発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第
1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であ
るもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師
等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検
査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、
本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行
われたこと
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他
の刑事事件に関する手続が行われたこと
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその
疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件
に関する手続が行われたこと。
（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）
- 第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定める
ものは、次の各号のいずれかにかつ該当するものとする。
- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益
を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏
えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又
は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏
えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又
は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生し
たおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態
を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護する
ために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。
- (1) 概要
(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
(3) 原因
(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
(5) その他参考となる事項
（電磁的方法）
- 第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用
する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用
いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定
する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
（匿名加工情報の安全管理措置の基準）
- 第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情
報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基
づく改善を図るために必要な措置を講ずること。
(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを

防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイルの作成及び公表)

第8条の規定により個人情報を保有するに当たっては、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該

4 個人情報は、個人情報ファイル簿に記録し、必要に応じて、個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルに記載した個人情報を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを議会の事務局(第18条に

6 18条に、おいて「事務局」という。)の事務所(以下「事務所」という。)に備えて置く方法により公表し、かつ、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用

7 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第8項に規定する個人

7 報ファイルとする。次に掲げる者に関する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項を記録するもの(アに掲げる者の採

(1) 福利厚生に関する事項を記録するもの(アに掲げる者の採)又は選挙関係の職員又

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号アに掲げる者の被扶養者又は遺族

8 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

9 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

10 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

11 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

12 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

13 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

14 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

15 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

16 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

17 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

18 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

19 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

20 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

21 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

22 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

23 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

24 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

25 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

26 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

27 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

28 2号に定める個人情報ファイルの範囲内であるもの(アに掲げる者の被扶養者又は遺族を併せて

- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
- (未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)
- 第11条 議長は、未成年者の法定代理人による開示請求があった場合には、条例第20条第1号の規定に該当するかどうかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。
- (条例第20条第2号ウの議長が定める公務員等)
- 第12条 条例第20条第2号ウの議長が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。
- (1) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第1項に規定する麻薬取締官及び同条第2項に規定する麻薬取締員
- (2) 漁業監督法(昭和24年法律第128号)第128条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であつて、同条第5項の規定により指名されたもの
- (開示決定の際に通知すべき事項)
- 第13条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示決定に係る保有個人情報に関する事項は、次掲げる開示の実施の方法
- (2) 事務所に開示を求めるときは、条令第28条第3項の規定による申出をすける開示の実施を求むる場面に於ては、条令第28条第3項の規定による申出をすける開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) アに掲げるもの(以下「写し等」という。)の送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (開示決定等に係る通知書)
- 第14条 条例第24条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
- (1) 条例第24条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(別記第3号様式)
- (2) 旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書(別記第4号様式)
- (3) 旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(別記第5号様式)
- (開示決定等の期限の延長に係る通知書)
- 第15条 条例第25条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記第6号様式)により行うものとする。
- (開示決定等の期限の特例に係る通知書)
- 第16条 条例第26条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記第7号様式)により行うものとする。
- (第三者に対する意見書提出の機会付与等)
- 第17条 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を知ることができ、当該保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないよう留意しなければならない。
- 2 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するか及びその理由
- 4 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する第三者意見照会書(別記第8号様式)により行うものとする。
- 5 条例第27条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する第三者意見照会書(別記第9号様式)により行うものとする。
- 6 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、別記第10号様式によるものとする。
- 7 条例第27条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。
- (開示の実施の方法)
- 第18条 条例第28条第1項に規定する文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずおそれなく、かつ、事務局が現に保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができ、又は図画の開示を実施することができるとき)により当該文書又は図画の開示を実施することができるときは、次項において同じ。)により当該文書又は図画(第28条第1項ただし書の規定が適用される場合には、次号に規定するもの)の閲覧
- (1) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(次項第2号アにおいて「A3判」という。)以下の大ききの用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列1番又はA列2番の用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)

- (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- (4) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第1号イにおいて同じ。）に複写したものの交付
- 2 条例第28条第1項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、事務局が現に保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録の開示を実施することができる場合に限る。
 - (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電子的記録 次に掲げる方法
 - ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
 - (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法
 - ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として議長が定める方法
- （開示の実施の方法等の申出）
- 第19条 条例第28条第3項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
 - (4) 写し等の送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨
- 2 条例第28条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第12号様式）により行わなければならない。
- 3 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施する旨の通知があった場合（事務所における開示については、当該開示請求書に記載された事務所における開示を希望する日に保有個人情報の開示を実施する旨の通知があった場合に限る。）において、当該開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。（写し等の作成及び送付に要する費用）
- 第20条 条例第30条の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担しなければならない文書若しくは図画の写し又は議長が定める方法によるものの作成に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

	区 分	金 額
文書又は図画の写し	複写機により用紙に複写したもの（白黒）	用紙1枚につき10円
	複写機により用紙に複写したもの（カラー）	用紙1枚につき30円
議長が定める方法によるもの	当該保有個人情報に係る電磁的記録を用紙に出力したもの（白黒）	用紙1枚につき10円
	当該保有個人情報に係る電磁的記録を用紙に出力したもの（カラー）	用紙1枚につき30円
	当該保有個人情報に係る電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク1枚につき80円
	当該保有個人情報に係る電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク1枚につき100円
	その他当該保有個人情報に係る電磁的記録の種類及び性質の応じた適切な方法として議長が定める方法によるもの	当該議長が定める方法によるものの作成に要する実費の範囲内で議長が定める額

備考 用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として、費用の額を算定する。

- 2 前項の費用は、現金（普通為替証書及び定額小為替証書を含む。次項において同じ。）で前納しなければならない。
- 3 条例第30条の規定により保有個人情報の開示を受ける者で写し等の送付を求めるものが負担しなければならない当該送付に要する費用は、郵便切手又は現金で、第1項の費用とともに納付しなければならない。
（訂正請求書等）
- 第21条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、別記第13号様式によるものとする。
- 2 条例第32条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。
（訂正決定等に係る通知書）
- 第22条 条例第34条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
- (1) 条例第34条第1項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（別記第14号様式）
- (2) 条例第34条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書（別記第15号様式）
（訂正決定等の期限の延長に係る通知書）
- 第23条 条例第35条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記第16号様式）により行うものとする。
（訂正決定等の期限の特例に係る通知書）
- 第24条 条例第36条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記第17号様式）により行うものとする。
（保有個人情報の提供先への訂正実施通知書）
- 第25条 条例第37条の規定による通知は、保有個人情報の提供先への訂正実施通知書（別記第18号様式）により行うものとする。
（利用停止請求書等）
- 第26条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、別記第19号様式によるものとする。
- 2 条例第39条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。
（利用停止決定等に係る通知書）
- 第27条 条例第41条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
- (1) 条例第41条第1項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記第20号様式）
- (2) 条例第41条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（別記第21号様式）
（利用停止決定等の期限の延長に係る通知書）
- 第28条 条例第42条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記第22号様式）により行うものとする。
（利用停止決定等の期限の特例に係る通知書）
- 第29条 条例第43条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第23号様式）により行うものとする。
（審議会に諮問をした旨の通知書）
- 第30条 条例第45条第3項の規定による通知は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問をした旨の通知書（別記第24号様式）により行うものとする。
- 附 則
（施行期日）
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の廃止）
- 2 熊本県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成18年熊本県議会告示第1号）は、廃止する。

別記第1号様式（第9条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県議会議長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ Tel () _____

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付（ <input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他（_____））
<input type="checkbox"/> 写し等の送付を希望する。（ <input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他（_____））
備考：

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（_____） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（_____年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（_____）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（_____）

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写し等の送付）及び開示の実施日について、希望がありましたら記載（開示の実施日については備考欄に記載）してください。なお、実施の方法及び実施日は議長の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第12号様式）により、別途申し出ることもできます。

4 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程第10条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。

別記第2号様式(第9条、第21条、第26条関係)

補正通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

保有個人情報開示請求書
年 月 日付けで提出された保有個人情報訂正請求書 について、
保有個人情報利用停止請求書

下記のとおり不備がありましたので補正を求めます。

つきましては、年 月 日までに補正してください。

記

補正を要する事項	
補正の方法	
添付書類	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第3号様式(第14条関係)

保有個人情報開示決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項により、下記のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長 印

記

1 開示する保有個人情報

2 開示する保有個人情報の利用目的

3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等：
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
・期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝日を除く。)
・時間：
・場所：
(3) 写し等の作成に要する費用： 円
(内訳：
(4) 写し等の送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程第19条第3項の規定に該当する場合を除き、この通知書を受け取った日から30日以内に、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」(別記第12号様式)により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写し等の送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」(別記第12号様式)によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

- (1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨「保有個人情報の開示の実施方

法等申出書」(別記第12号様式)により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写し等の作成に要する費用を現金で納付してください。

- (2) 写し等の送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」(別記第12号様式)に併せて、写し等の作成及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写し等の作成に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書

別記第4号様式（第14条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、下記のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長 印

記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)

(根拠規定)

(理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for disclosure purpose]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
・期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝日を除く。）
・時間：
・場所：
(3) 写し等の作成に要する費用： 円
(内訳：
(4) 写し等の送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第12号様式）により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、4（2）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写し等の送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第12号様式）によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第12号様式）により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写し等の作成に要する費用を現金で納付してください。

(2) 写し等の送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」（別記第12号様式）に併せて、写し等の作成及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写し等の作成に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書

別記第5号様式（第14条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、下記のとおりその全部を開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長 印

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	(根拠規定) (理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第6号様式(第15条関係)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第7号様式（第16条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第26条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をす る期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第8号様式(第17条関係)

保有個人情報開示請求に関する第三者意見照会書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」(別記第10号様式)を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第9号様式（第17条関係）

保有個人情報開示請求に関する第三者意見照会書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」（別記第10号様式）を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第10号様式(第17条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

熊本県議会議長 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

(注)

1 「開示に関しての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

別記第11号様式 (第17条関係)

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

あなた(貴団体)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定をしましたので、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県議会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県議会議長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第12号様式(第19条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

熊本県議会議長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____ TEL () _____

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書(保有個人情報部分開示決定通知書)の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧又は視聴	① 全部 ② 一部
	(2) 写し等の交付	① 全部 ② 一部

3 写し等の作成に要する費用

種 別	金 額
<input type="checkbox"/> 用紙(枚) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他()	円

※ 用紙の両面に複写し、又は出力する場合は、片面を1枚として算定しています。

4 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

5 「写し等の送付」の希望の有無 (有 : 同封する郵便切手等の額 円)
無)

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第13号様式(第21条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県議会議長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「条例」といいます。)第32条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(注)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

4 「訂正請求の趣旨及び理由」**(1) 訂正請求の趣旨**

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、条例第31条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととなっています。

6 本人確認書類等**(1) 来所による訂正請求の場合**

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程第10条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

別記第14号様式(第22条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、下記のとおり訂正をすることと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長 印

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県議会議長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第15号様式(第22条関係)

保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県議会議長 印

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県議会議長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第16号様式(第23条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第17号様式(第24条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第18号様式(第25条関係)

保有個人情報の提供先への訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
担当課等名:
(担当者名) (内線:)
電 話:
e-mail:

別記第19号様式(第26条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県議会議長 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「条例」といいます。)第39条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、条例第4条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、条例第6条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、条例第7条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき、又は条例第12条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、条例第12条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して他の行政機関等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、条例第38条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程第10条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り)を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。

別記第20号様式 (第27条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、下記のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県議会議長 印

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
利用停止年月日	年 月 日
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第21号様式 (第27条関係)

保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書

熊本県議会指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことと決定したので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県議会議長 印

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第22号様式(第28条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第23号様式(第29条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(以下「条例」といいます。)第43条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第24号様式(第30条関係)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県議会議長 印

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問をしたので、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

(注) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・文書番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。